

出題傾向

	R2	R3	R4	R5	R6	出題回数
CH2.業務災害及び通勤災害	○	○	○	○	○	5

- ・労働者災害補償保険法は、業務災害として認定されると業務災害に関する保険給付が行われます。そのため業務災害の認定の要件が設けられています。また、通勤については「定義」が設けられており、その定義に該当した通勤中の災害を通勤災害として、通勤災害に関する保険給付が行われます。
- ・近年、業務災害及び通勤災害に関する問題がよく出題されます。業務災害の認定の考え方、業務上の疾病の範囲、通勤災害の定義等についてしっかり学習する必要があり、また、過去の出題内容については押さえておく必要があります。

このチャプターで学ぶこと

▶ Section1. 業務災害の認定

業務災害として認められるためにはどのような要件が必要か。業務災害の認定基準について学習します。

▶ Section2. 通勤災害の認定

通勤災害として認められるためにはどのような要件が必要か。また、その前段階として、そもそも、通勤とは何かということについて学習します。

▶ Section3. 逸脱・中断

通勤の定義に関連して、往復の経路を逸脱し、又は中断した場合には、どのように扱うかについてを学習します。

このチャプターのポイント

まずは、基本事項について Step で学習します。確実に理解するようにしましょう。試験では、通達から細かい出題もありますが、それは Jump で学習します。

業務災害として認められるためにはどのような要件が必要か。
業務災害の認定基準について学習します。



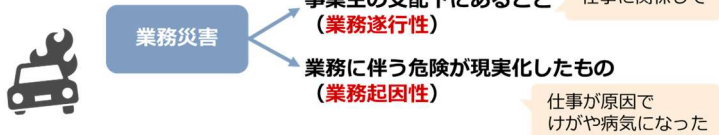
基本解説

業務災害の認定

- ・業務災害とは、「労働者が事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したもの」。
- ・事業主の支配下にあるかどうかを**業務遂行性**、業務に起因しているかどうかを**業務起因性**という。業務災害と認定されるためには、**業務遂行性と業務起因性の2つを満たす**ことが必要。

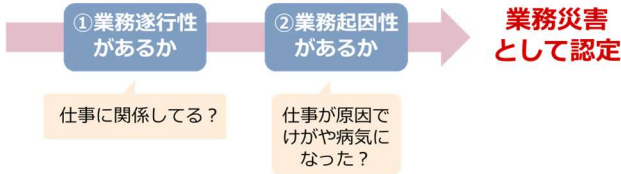
補足

派遣労働者は、派遣元事業主及び派遣先事業主のいずれの支配下にある場合も業務遂行性があるものとして取り扱われます。



◎ 合格ポイント

- ✓ 業務上の傷病等と認定されるためには、その傷病等について業務起因性が成立しなければならないが、それには、まず「業務遂行性」が認められなければならない。



- ✓ 業務遂行性が認められるか否かは次の3つのことで判断する。

場合	業務災害として認められるか
①事業主の支配・管理下で業務に従事している場合	○ 原則として業務災害と認められる。
②事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合	✕ 原則として業務災害とは認められない。
③事業主の支配下にはあるが、管理下を離れて業務に従事している場合	○ 原則として業務災害と認められる。



講師からひとこと

休憩時間であっても、会社の施設内で休憩している限り、事業主の支配・管理下を離れていないとして、業務遂行性が認められます。ただし、一般的な休憩時間中の行為は私的行為とみなされて、原則として、業務起因性は認められません。

- ✓ 業務上の疾病については、災害性疾病と職業性疾病がある。
- ✓ 災害性疾病は、発生した日時、場所が特定しやすいのに対し、職業性疾病については、特定しにくい面があるので、負傷等とは別に疾病の種類を特定している。

- ✓ 業務上の疾病の範囲は、**労働基準法施行規則別表第1の2**において定められている。
- ▶ 業務に関連する疾病であっても、労働基準法施行規則別表第1の2の各号に掲げられている疾病のいずれにも該当しないものは、業務上の疾病とは認められない。

災害性疾病

- ・ 事故による疾病
- ・ 発生日時が特定しやすい

職業性疾病

- ・ 業務上の有害作業が蓄積して発病する疾病
- ・ **発生日時が特定しにくい**

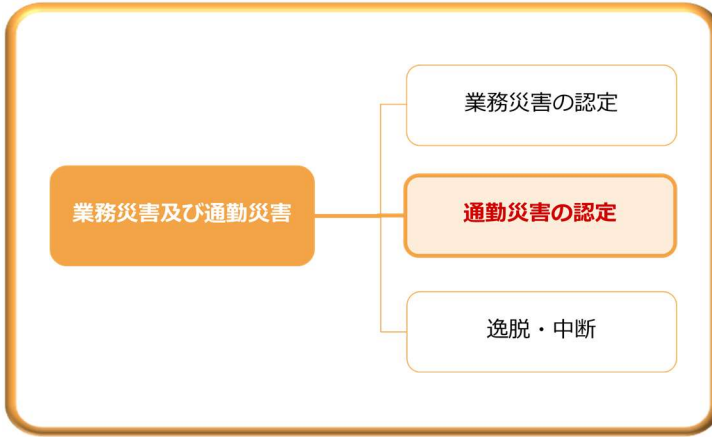
↓
疾病の種類を
労働基準法施行規則別表第1の2において
定めている。

- ✓ 業務災害と認定される疾病は3種類ある。

業務災害と認定される疾病

- ① 業務上の負傷に起因する疾病
- ② 職業性疾病
- ③ その他業務に起因することが
明らかな疾病

通勤災害として認められるためにはどのような要件が必要か。
また、その前段階として、そもそも、通勤とは何かということ
について学習します。



基本解説

通勤災害の認定

- ・通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡のこと。
▶「通勤による」とは、通勤に通常伴う危険が具体化したこと。



・通勤とは、労働者が、**就業に関し**、次に掲げる移動を、**合理的な経路及び方法**により行うことをいい、**業務の性質を有するものを除くものとする。**

- ① **住居と就業の場所**との間の往復
- ② **一定の就業の場所から他の就業の場所**への移動
- ③ ①の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（一定の要件に該当するものに限る）

◎ 合格ポイント

- ✓ 「就業に関し」とは、移動行為が業務に就くため、又は、業務を終えたことにより行われること。



補足

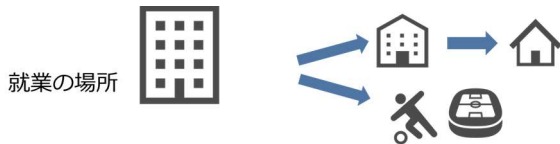
遅刻・早退の場合も就業との関連性が認められます。

補足

夫の看護のために、姑と交代で1日おきに寝泊まりしている病院から出勤する途中の災害は通勤災害と認められます。

- ✓ 「住居」とは、労働者が居住していて日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となっている場所のこと。

「就業の場所」とは、業務を開始し、又は終了する場所のこと。



- ✓ 「合理的な経路及び方法」とは、住居と就業の場所を往復する場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法のこと。

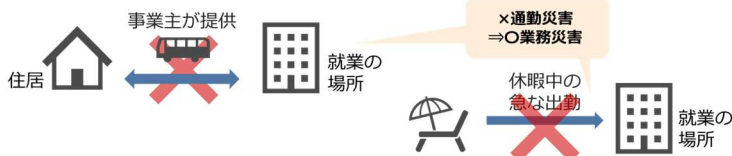




講師からひとこと

合理的な経路及び方法とは、通常用いられる経路及び方法であればよく、1つではありません。

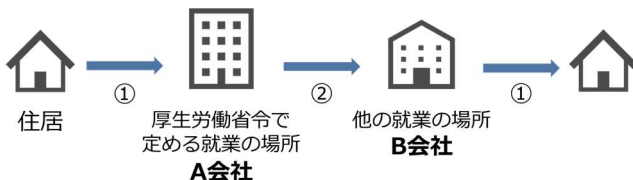
- 「業務の性質を有するものを除く」というのは、その移動が業務災害に該当する場合は除くということ。



- 「①住居と就業の場所との間の往復」について

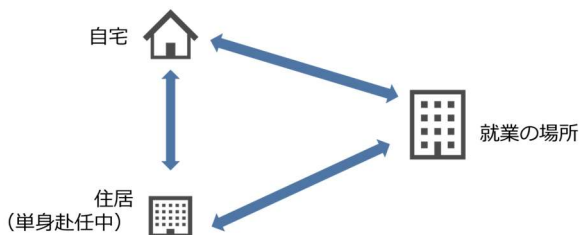


- 「②一定の就業の場所から他の就業の場所への移動」について



労災保険の適用事業
又は暫定任意適用事業

- 「③ ①の往復に先行し、又は後続する住居間の移動」
(一定の要件に該当するものに限る) について





基本解説

逸脱・中断

- ・労働者が、通勤に際して、**移動の経路を逸脱し、又は移動を中断**した場合には、**当該逸脱又は中断の間及びその後の移動は、通勤としない。**
- ・ただし、当該逸脱又は中断が、**日常生活上必要な行為**であって一定のものを**やむを得ない事由により行うための最小限度のもの**である場合は、当該**逸脱又は中断の間を除き、通勤とする。**
- ・また、通常通勤途中で行うような**ささいな行為**を行う場合には、逸脱・中断とはせずに、**行為の間を含めて通勤**とする。

補足

逸脱とは、通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれること。中断とは、通勤の経路上において通勤とは関係ない行為を行うことをいいます。

補足

帰途に経路近くの公園で短時間休息するなどささいな行為の場合は、ささいな行為を行う間を含めて通勤となります。

◎ 合格ポイント



逸脱・中断の原則

⇒逸脱・中断の間並びにその後は通勤ではない。

